

平成29年7月21日から呼吸器機能障害の「身体障害者認定基準等の取扱いに関する疑義について」が一部改正されました。

身体障害者診断書・意見書を作成される場合は、改正点に御留意いただきますようお願いいたします。

改正の概要

肺移植後に、抗免疫療法を必要とする方から、身体障害者手帳の申請があった場合は、抗免疫療法を必要とする期間中は、肺移植によって日常生活の制限が大幅に改善された場合でも1級となります。

なお、抗免疫療法が必要でなくなった場合は、改めて身体障害者認定基準に該当する等級で再認定いただきますようお願いいたします。

※平成29年7月20日までに作成された身体障害者診断書・意見書は従前の取扱いになります。

【問い合わせ先】

栃木県障害者総合相談所 業務企画課
電話番号 028-623-7010
FAX 028-623-7255